

職員団体との交渉経過説明書

件名	2016年給与等の改定交渉	
勧告および見直しの概要	東京都人事委員会勧告（2016年10月18日）に基づく給与等の改定 ・例月給は公民較差が極めて小さいため、改定を見送り。 ・特別給（賞与）の年間支給月数を0.10月分引上げ。勤勉手当に配分。 ・行政職給料表（一）1級及び行政職給料表（二）1級の見直し。 ・配偶者に係る扶養手当を父母と同額とし、子に係る手当額を引上げ。	
交渉の状況	交渉中・ 交渉終了	
交渉経過		
交渉日	労使の別	主張の要旨
2016年 11月4日 ～ 2016年 11月17日	当局側	・本給については、東京都人事委員会勧告を参考に、改定を見送る。 ・期末・勤勉手当については、東京都人事委員会勧告を参考に、0.10月分を勤勉手当として引き上げる。 ・給料表における最高号給を見直す。 ・配偶者の扶養手当を引き下げ、子の扶養手当を引き上げる。
	職員団体側	・東京圏の生活実態に見合う賃金水準に改善すること。 ・職員のやりがいを向上させる水準に改定すること。 ・拙速な見直しを行わないこと。
交渉結果（合意内容）		
交渉確認日 2016年11月17日 ・本給については、東京都人事委員会勧告を参考に、改定を見送る。 ・期末・勤勉手当については、東京都人事委員会勧告を参考に、0.10月分を勤勉手当として引き上げる。 ・行政職給料表（1）1級及び行政職給料表（2）1級の最高号給を見直す。 ・配偶者の扶養手当を引き下げ、子の扶養手当を引き上げる。		